

# 入札公告

公告開始日 令和6年12月5日

発注番号 2

発注件名	クオカードの購入
予算執行者	警察共済組合長野県支部長
契約種類	物件の買入れ
契約種別	単価契約
履行期間	契約日から令和7年2月19日
履行場所	警察共済組合長野県支部
契約方法	一般競争入札
入札・開札 の日時	令和6年12月19日 午後1:30
入札・開札 の場所	長野合同庁舎内 共済クラブ
説明書等	入札説明書による（添付のとおり）
契約書（案）	別紙契約書案による（添付のとおり）
本件発注に 係る照会先	警察共済組合長野県支部 〒380-8510 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL 026-233-0110 内線2793
参加資格	次のいずれにも該当する者であること。 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。 2 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA、B又はCに区分されている者であること。 3 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 4 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。 5 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。 6 過去2年以内に国又は地方公共団体等と、種類、規模を同じくする業務

	<p>を誠実に履行した実績を有するものであること。</p> <p>7 物品を仕様書のとおり納品できる者であること。</p>
説明会	開催しない
技術資料等の提出内容	提出を求めない
その他	<p>1 入札参加希望者に求められる事項</p> <p>この入札に参加を希望する者は、令和6年12月11日（水）午後5時までに入札説明書に定める必要事項について説明した書類を長野県警察本部警務部厚生課に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、開札日の前日（休日の場合は、その前日）午後2時までに入札に参加を希望する者の負担において説明してください。</p> <p>2 仕様書等に対する質問・回答</p> <p>仕様書等について質問がある場合は、令和6年12月9日（月）から令和6年12月12日（木）午後5時までに質問書を警察共済組合長野県支部に提出してください。</p> <p>質問書に対する回答は、令和6年12月16日（月）を最終回答期限とし、長野県警察公式ホームページ（入札見積情報 その他一般競争入札、公募型見積合わせの警察共済組合長野県支部）に掲載します。</p> <p>なお、質問者に対する直接回答は行いませんので、必ず上記掲載先を確認してください。</p> <p>3 入札方法煩雑</p> <p>調達物件の1組あたりの単価について行います。</p> <p>入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、非課税物件は除きます。</p> <p>なお、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします）。ただし、非課税物件は除きます。</p> <p>4 入札の無効</p> <p>入札説明書10の各号の一に該当する入札書は、無効とします。</p> <p>5 郵送入札の可否</p> <p>郵便による入札を認めます。</p> <p>なお、郵便により入札書を提出する場合は、令和6年12月18日（水）午後5時までに警察共済組合長野県支部に到達するようにしてください。</p> <p>6 開札時の立ち会い</p> <p>開札は、入札参加者が出席して行うものとします。この場合において、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います</p>

	<p>ので、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したとみなします。</p> <p>7 落札者の決定方法          予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 契約の手続において使用する言語及び通貨          日本語及び日本国通貨</p> <p>9 その他詳細は入札説明書及び仕様書によります。</p>
仕 様 書	
記名入りのし袋等入り図書カードの購入	
<p>1 売買物品の企画及び予定数量          500円券×1枚 1,200組、1000円券×1枚及び500円券×1枚 1,100組</p> <p>2 納品時は1組ごとに施賞者（警察共済組合長野県支部長）名入りのし袋封入又は包装の上施賞者名入りのし紙を貼付し、個別の外装に額面金額を記載。</p>	
添付ファイル等	
入札書様式	入札書
添付ファイル	入札説明書 質問（回答）書 契約書（案） （様式第1号）一般競争入札申込書 （様式第2号）委任状

# 入札説明書

この入札説明書は、警察共済組合長野県支部が発注する調達契約に関し、本件調達に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者（代理人を含む。以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明したものです。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 発注件名 クオカードの購入
- (2) 仕様等 別添入札公告のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和7年2月19日まで
- (4) 履行場所 警察共済組合長野県支部

## 2 入札参加者に必要な資格

入札公告に示すとおりとします。

なお、「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）」（以下「入札参加資格」という。）を有しない者は、開札時までに資格の確認を受けることを条件に入札書を提出することができます。ただし、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とします。

## 3 一般競争入札に係る一般的事項

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書、別添契約書(案)等を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、入札公告に掲げる予算執行者に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者が負担してください。
- (4) 入札参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

## 4 入札参加申込み

入札参加者は、一般競争入札申込書等を令和6年12月11日（水）までに持参又は郵送により入札公告に示す「本件発注に係る照会先」へ提出してください。

なお、次の「5 代理人による入札」において委任状が必要な場合は、入札開始までに委任状を併せて提出してください。

## 5 代理人による入札

入札参加資格を有する代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

- (1) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。ただし、入札参加資格の申請において代理人選任届を提出している場合は、この限りではありません。
- (2) 前項による委任状は、代表者又は前項ただし書きの委任による代理人を委任者としてください。
- (3) 入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることはできません。

## 6 入札及び開札

### (1) 入札書

#### ア 入札書の作成方法

入札参加者は、質問回答の内容を熟覧し、特に積算に関わる事項について留意のうえ、次のとおり入札書を作成し提出してください。

入札書を提出する前であれば、入札申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札参加について不利益な扱いを受けるものではありません。

入札参加者は、長野県警察公式ホームページの「入札見積情報」の「その他の一般競争入札、公募型見積合わせ」の「警察共済組合長野県支部」に掲載した各案件の入札書様式をダウンロードし、次の各号に掲げる事項を記載して、入札書を提出してください。

#### (ア) 日付

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者印の押印

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(エ) 入札参加資格に基づく登録番号

(オ) 電話番号

(カ) 入札額（契約期間の総額）

(キ) 単価

(ク) 合計額（単価契約を除く）

#### イ 作成に当たっての注意事項

(ア) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印（ア入札書の作成方法(イ)又は(ウ)で使用する印）をしてください。

(イ) 入札金額は、物件の借入にあつては、本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費及び借入れに係る一切の経費、また業務委託にあつては、業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。

また、前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。

なお、落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。ただし、非課税物件は除きます。

また、契約種別が総価契約のもの及び月額で入札するものにあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。ただし、非課税物件は除きます。

### (2) 入札書の提出

入札参加者は、公告にある入札日時に入札会場に出向き、直接入札書を提出してください。ただし、入札日時に入札会場に出向くことができない場合は、入札書を封かんし、封筒の表面に、開札日、業務（調達）件名及び入札者の商号又は名称を記載のうえ、入札公告に示す入札日時までに提出するものとします。

入札参加者は、入札公告に記載がある場合に限り、入札書を一般書留又は簡易書留郵便により提出することができます。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の表面には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の表面には「何月何日開札 [ 業務（調達）件名 ] の入札書在中」と記載して、入札公告に示す日時までに到達する

ように提出してください。上記以外の方法による入札書の提出については受理しません。

### (3) 入札及び開札における留意事項

- ア 入札参加者は、入札及び開札に当たり次のものを持参してください。
  - (ア) 1 回目の入札書
  - (イ) 再度入札用の入札書（2 回目及び3 回目用の 2 枚）
  - (ウ) 見積書（「10 随意契約の実施」用の 3 枚、様式は「入札書」を「見積書」と訂正し、訂正印を押して使用してください。）
  - (エ) 印鑑
  - (オ) 身分証明書（運転免許証、健康保険証、社員証等）
  - (カ) 委任状（代理人が入札する場合）
  - (キ) 入札保証金を現金で納付した場合は、その領収書
- イ 入札参加者は、入札開始後においては、入札場に入場することができません。
- ウ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができません。
- エ 開札とは、入札参加者の立ち会いのもとに入札書を開披し、落札者を決定することをいいます。通常開札は、入札に引き続いて行います。郵送で入札書を提出した入札参加者等が立ち会っていないときは、入札執行事務に係のない職員を立ち会わせてこれを行います。
- オ 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札が終了するまで入札場を退場することはできません。
- カ 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。
  - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - (イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

## 7 入札の取り止め等

予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 談合の事実は確認されないが、競争入札が公正に執行されないおそれがあり、入札の透明性、公平性を確保する必要があると認められるとき。
- (3) 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。  
ただし、不備が軽微なものであり、次に掲げる項目をすべて満たす場合は、入札公告に示す回答の最終期限までに長野県警察公式ホームページ（入札見積情報）に不備の訂正を掲載し、入札を継続できるものとします。
  - ア 不備が入札参加資格に関するものでないもの
  - イ 不備が入札参加資格要件審査書類に関するものでないもの
  - ウ 不備の訂正により入札参加者の見積金額が変わるものでないもの
  - エ 不備の訂正により入札書提出期限及び入札日時が変わるものでないもの
- (4) 入札参加者が実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）であると認められるとき。
- (5) 入札等の執行に際して、天災その他やむを得ない事由が生じたとき。

## 8 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。開札に立ち会えない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したものとみなします。

ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別途通知する日時において再度入札を行います。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける案件に係る再度の入札は、入札参加者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別途通知する日時において再度入札を行います。

- (1) 再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、また同様とします。
- (2) 再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「9 随意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

## 9 随意契約の実施

再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者（複数単価契約にあつては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の入札者。以下見積においても同様とする。）から見積書の徴取を行います。

- (1) 見積書の徴取は、最低価格の入札者（同額で2者以上の場合はその全員）が立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時においてこれを行います。
- (2) 見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、最低価格の見積者から2回目の見積書の徴取を行います。
- (3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、同様に3回目の見積書の徴取を行うものとし、予定価格の制限に達した見積がないときは、不落とします。

## 10 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 入札公告に示す入札参加資格要件審査書類を提出しない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示す入札参加資格要件の審査のために予算執行者が行う指示に従わない者の提出した入札書
- (3) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書全部
- (5) 入札人が協定して入札した入札書
- (6) 発注件名がない又は重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
- (8) 記載した入札額と内訳金額の合計額が異なっている入札書
- (9) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、及び代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (11) 日付がない又は当該案件の公告日から開札日までの期間以外の日付が記載された入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した者でその訂正について押印のない入札書
- (13) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (14) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
- (15) 実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）が同時入札した全ての入札書
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 11 落札者の決定

- (1) 落札者は、契約の種別により次のとおり決定します。
  - ア 総価契約及び単価契約

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

#### イ 複数単価契約

有効な入札書を提出した者であって、次の各号を同時に満たす申し込みをした者を落札者とします。

(ア) すべての単価が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低であること。

(例えば、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者であっても、単価のうちのひとつでも予定価格を超えていた場合は、2つの要件を満たした者はいないことから、再度の入札となります。)

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (3) くじは辞退することができないものとし、(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代わってくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (4) 落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがあります。
- (5) (4)の規定に基づく審査のために必要と認める場合は、入札参加者又はその代理人に対し資料の提出を求めることができます。
- (6) 開札時に落札者を決定したときはその場で落札者の決定を告げます。
- (7) 落札者は、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

## 12 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行に当たりあらかじめ警察共済組合長野県支部に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は組合に帰属します。

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。
  - ア 落札者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。
  - イ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体等と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
  - ウ 落札価格が100万円未満であり、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。
- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、契約の種別により次の金額の100分の10に相当する金額以上とします。
  - ア 総価契約 落札価格（税込み）
  - イ 単価契約 落札価格（単価）（税込み）に（年間）予定数量を乗じて得た金額
  - ウ 複数単価契約 各落札価格（単価）（税込み）に（年間）予定数量を乗じて得た金額の合計額
- (4) 契約保証金等の納付方法は、次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により警察共済組合長野県支部の指定金融機関、指定代理金融、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 契約保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。

- (5) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、組合に帰属するものとします。
- (6) 落札者が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付します。
- (7) 契約保証金には、利子を付しません。

### 13 契約の締結

- (1) 入札公告に示す契約書（案）のとおりとします。
- (2) 落札者は、落札した日の翌日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (3) 契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (4) 予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではありません。
- (6) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### 14 入札参加資格審査に関する事項

入札参加資格に関する事項の照会先

- (1) 郵便番号 380-8570
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- (3) 機関名 長野県会計局契約・検査課
- (4) 電話番号 026-235-7079

### 15 その他

この入札説明書に定めのない事項は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年規則第2号）の規定によります。

別表 契約保証金に代わる担保

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

## 売 買 契 約 書 (案)

警察共済組合長野県支部長 鈴木 達也 (以下「発注者」という。) と  
(以下「受注者」という。) は、次の条項により、物品の売買契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。  
2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売買物品)

第2条 売買物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

品 名	規 格
クオカード	500円券×1枚
	1,000円券×1枚 500円券×1枚

※納品時は、一組ごと施賞者(警察共済組合長野県支部長)名入りのし袋封入又は、包装のうえ施賞者名入りのし紙貼付し、個別の外装に額面金額を記載。

(納入期限等)

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和7年 2月19日
- (2) 納入場所 警察共済組合長野県支部

(売買代金)

第4条 売買代金は次のとおりとする。

- (1) 500円券×1枚 1組当たり ○○円 (非課税)
- (2) 1,000円券×1枚 500円券×1枚 1組当たり ○○円 (非課税)

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、【契約金額の10分の1以上】円とし、その納付は免除する。

(納入及び検査)

第6条 受注者は、第3条に規定する期間中において、発注者から発注があるごとに、その都度発注者の指定する日までに売買物品を納入するものとする。

- 2 発注者は、売買物品の納入があったときは、10日以内に受注者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となった売買物品について、発注者の指定する日までに代品を納入し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

(売買代金の支払)

第7条 受注者は、物品ごとに第4条に規定する売買単価に、前条の規定により納入した売買物品の数量を乗じた額の合計額（当該合計額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前条の規定により、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

3 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた売買物品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、売買物品の引渡し後1年間に、当該売買物品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該売買物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、第3条に規定する期限までに売買物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第12条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに売買物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期限までに売買代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、売買代金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第9条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第11条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受注者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第13条 受注者は、第11条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第11条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第14条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決等)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両名記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6年 月 日

発注者 長野市大字南長野字幅下692-2  
警察共済組合長野県支部  
支部長 鈴木 達也

受注者